

巻頭言

憲法改訂論と図書館人

藤間 真

(I-LISS JAPAN 副会長)

Journal of I-LISS Japan の Vol.4 No.2 をお届けします。

前号発刊以降の半年で最大の事件はロシアによるウクライナ侵攻でしょう。一刻も早い戦乱の終結を心から祈るところです。

さて、ウクライナ侵攻を受け、日本が攻め込まれたらという論点をもって、憲法の改訂を加速しようとする「保守的」な政治家が目立ちます。勿論、憲法と言えども、改訂の必要性を国民の多数が認識すれば改訂すべきでしょう。しかし、見落としてはならないのが、「保守的な」政治家の多くが持っている天賦人権説への反感ではないでしょうか。少し古い例ですが、自民党が2012年に作成した「自民党改正草案」では日本国憲法第十章(最高法規)にある基本的人権の規定である第九十七条の全面削除など、基本的人権に関する規定の削除が目立ちます。現在日本の図書館が、先の戦争への反省の上に立ち、思想的基盤を基本的人権に置くことを踏まえると、今の改憲論の内包する基本的人権の後退の懸念について図書館人は鋭敏であるべきではないでしょうか。

さて、この場を借りて前号以降の I-LISS JAPAN Chapter (国際図書館情報学会日本支部) の動きの報告をさせていただきます。

まず、I-LISS の全体会合が、2021 年 10 月 7～8 日に Central Library, The Tamil Nadu Dr. Ambedkar Law University, Chennai, Tamil Nadu, India (インド) をホストとしてオンラインで行われました。これは、2020 年の夏に行われる予定であったものがコロナ禍によって再設定されたものです。I-LISS JAPAN からは、2 件の発表を行いました。いずれもコロナ禍における日本の状況を報告したものでした。

また、11 月 27 日に、I-LISS JAPAN Chapter の研究大会と総会が大阪市中央公会堂で開催されました。研究大会のテーマは「新型コロナ感染状況化の日本の図書館について」で、発題は志保田会長でした。総会については巻末に報告を掲載します。

さらに 12 月 25 日に拡大役員会が大阪市中央公会堂で開催されました。

総会・拡大役員会で議論が集中したことのひとつが、会員からの多様な参加による研究活動の活発化です。その一環として、本誌が学会員の研究活動の活性化の礎となるべく変革を進めていく方針が確認されました。その重要な柱が、原稿受け入れの柔軟化です。会員諸氏の多様な研究の発表の場として、どのような方向性が可能なのか議論が行われました。本誌の投稿規定は別に定められている通りですが、先に述べた方針を踏まえて柔軟な検討を進めますので、もし投稿するかどうかを迷う内容のものがあれば、ぜひ編集委員会にお問い合わせいただければと存じます。

皆様の積極的な投稿をお待ちしています。